

【随意契約に関する情報】

平成25年9月分(公表:平成25年10月31日)

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当役の 職名氏名	契約締結日	契約の相手方及び住所	随意契約によることとした理由 及び契約事務細則の根拠規定	予定価格(円) (又は限度額)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員数	備考
1	平成25年度畜産関係学術研究 委託調査	総括理事 長清	平成25年9月2日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北9条 西9丁目	契約の内容が研究テーマごとに異なり、 競争に適さないため(契約事務細則第28 条の2)	-	1,460,000	-	-	
2	平成25年度畜産業振興事業に 係る補助業務委託	理事 強谷雅彦	平成25年9月12日	47都道府県知事	畜産業振興事業は、地域の畜産事情を把握し、 総合農協系、専門農協系、商系など 事業実施主体を公平に取り扱い、適切に 指導監督できる立場にある委託先として は、公的機関であることが不可欠である。 また、都道府県域一円でこれを行い、委託 先として相応しい公的機関は都道府県しか ないため随意契約とした。(契約事務細則 第28条第1項第1号)	-	90,085,000	-	-	
3	平成25年度肉用子牛生産者補 給金等交付業務等事務委託	理事 強谷雅彦	平成25年9月13日	47都道府県知事	肉用子牛補給金等事業は、都道府県自ら が行う畜産に関する施策と一体的に行うこ とにより、その適正かつ効率的、効果的な 執行を期すことが可能である。また、補助 金交付団体に対する助言、指導及び連絡 調整等に係る委託先は、これらの団体に 対する指導・監督権限を有する公的機関で ある都道府県しかないため随意契約とし た。(契約事務細則第28条第1項第1号)	-	47,361,840	-	-	